

第2部

サービス利用者等



1 自立支援サービス利用者

(1) 障害程度区分認定者

障害者自立支援法の障害程度区分は、18歳以上が区分1～6、18歳未満が区分1～3となっています。また、障害者自立支援法による改正前の身体障害者福祉法および知的障害者福祉法に基づく入所施設・通所施設（以下「旧法施設支援」といいます）利用者については、区分A～Cとなっています。平成20年6月現在、18歳以上の障害程度区分認定者は631人、区分A～Cは667人、18歳未満の障害程度区分認定者は225人、合計1,523人です（図2-1）。この合計数は、3つの手帳所持者の合計の7%に届きません。

障害福祉サービスのうち、表2-1のサービスは該当する障害程度区分でなければ受けられません。訓練等給付など、表2-1に該当しないサービスであっても、障害程度区分一次判定を受けなければなりません。

図2-1 障害程度区分認定者数の推移

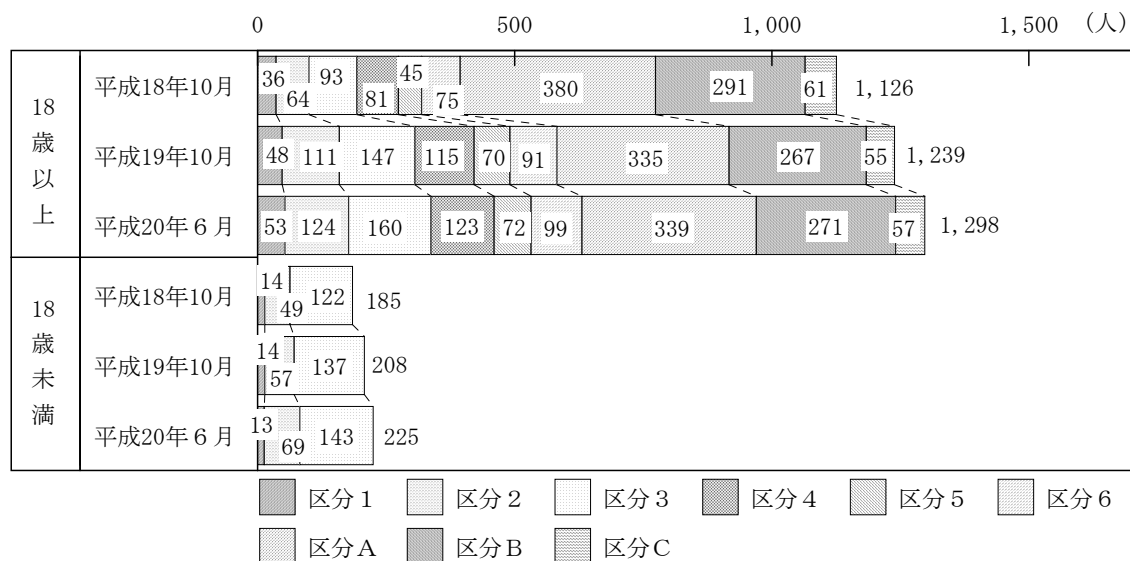


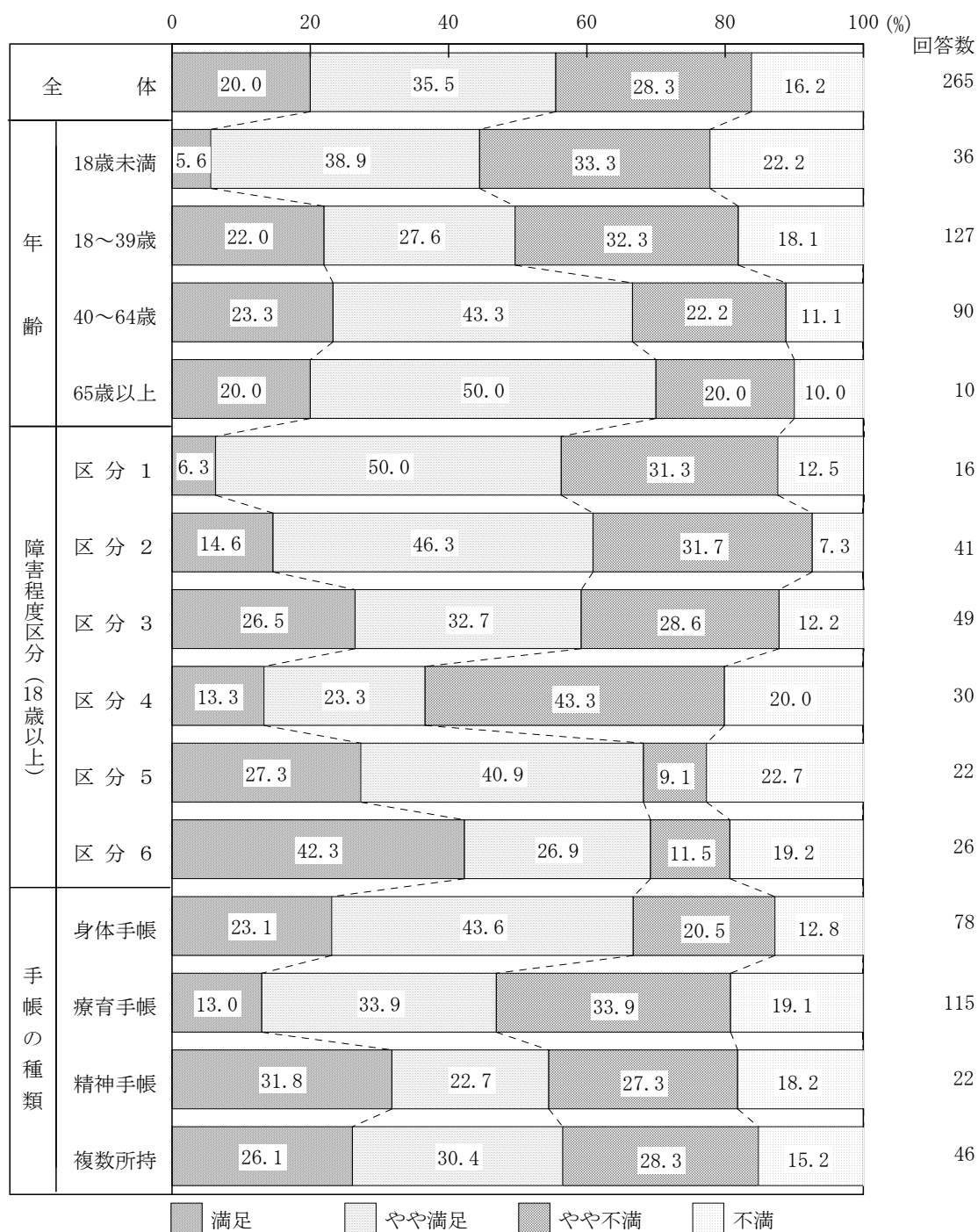
表2-1 障害程度区分認定が必要なサービス

サービス名	対象区分等	サービス名	対象区分等
居宅介護	区分1以上（通院等介助（身体介護を伴う）は区分2以上）	生活介護	区分3以上（50歳以上は区分2以上）
重度訪問介護	区分4以上（他に該当条件あり）	療養介護	区分5以上（他に該当条件あり）
行動援護	区分3以上（他に調査項目あり）	ケアホーム	区分2以上
重度障害者等包括支援	区分6（他に該当条件あり）	施設入所支援	区分4以上（50歳以上は区分3以上）

(2) 障害程度区分調査方法の満足度

平成20年9月に行った自立支援サービス利用者調査結果では、調査の方法に満足しているのは55.5%＜「満足」(20.0%)＋「やや満足」(35.5%)＞、不満は44.5%＜「やや不満」(28.3%)＋「不満」(16.2%)＞です。「満足」が高いのは、障害程度区分(18歳以上)の区分6、手帳の種類の精神障害者保健福祉手帳所持者です。

図2-2 障害程度区分調査方法の満足度(障害程度区分認定者)



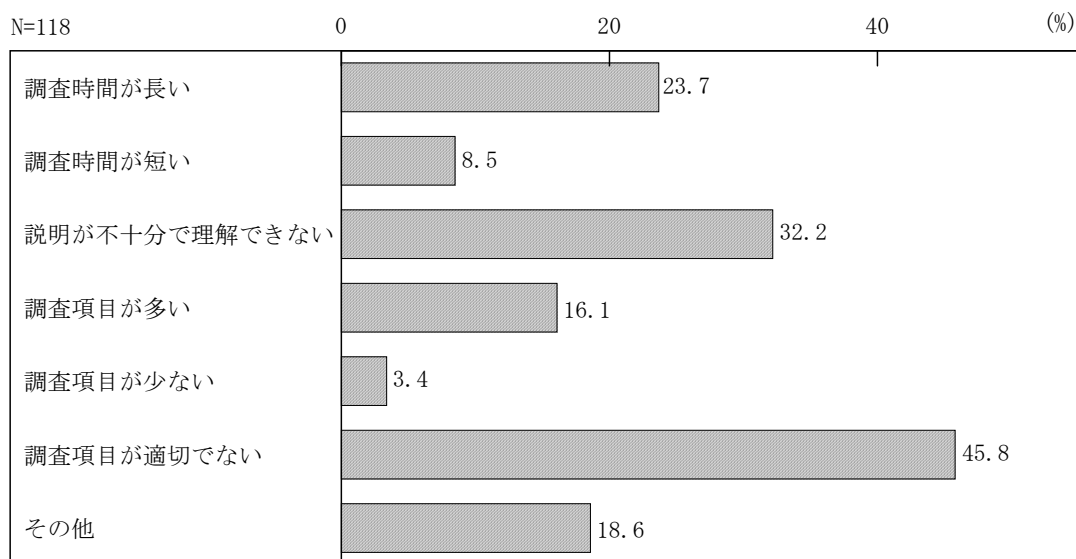
(注) 無回答を除いて計算した。

(3) 障害程度区分の調査が不満の理由

前問で「やや不満」「不満」と回答した118人に、不満の理由をたずねた結果が図2-3です。「調査項目が適切でない」(45.8%)、「説明が不十分で理解できない」(32.2%)、「調査時間が長い」(23.7%)などが高い率を示しています。

障害程度区分の調査が不満な人の「その他」の理由として、「知的障害者の障害程度区分が低く評価される」「調査員の個々の考え、価値観で決まってしまうかねない質問があったような気がする」「必要がある人だけ毎年調査してほしいです。固定している人は、数年ごとにしてほしいです」「何回も呼び出されて出ていくのが大変なことがわからないのだろうか」「3障害共通の質問は変だと思います」「調査の結果の決定、説明がされない」などの記述がありました。

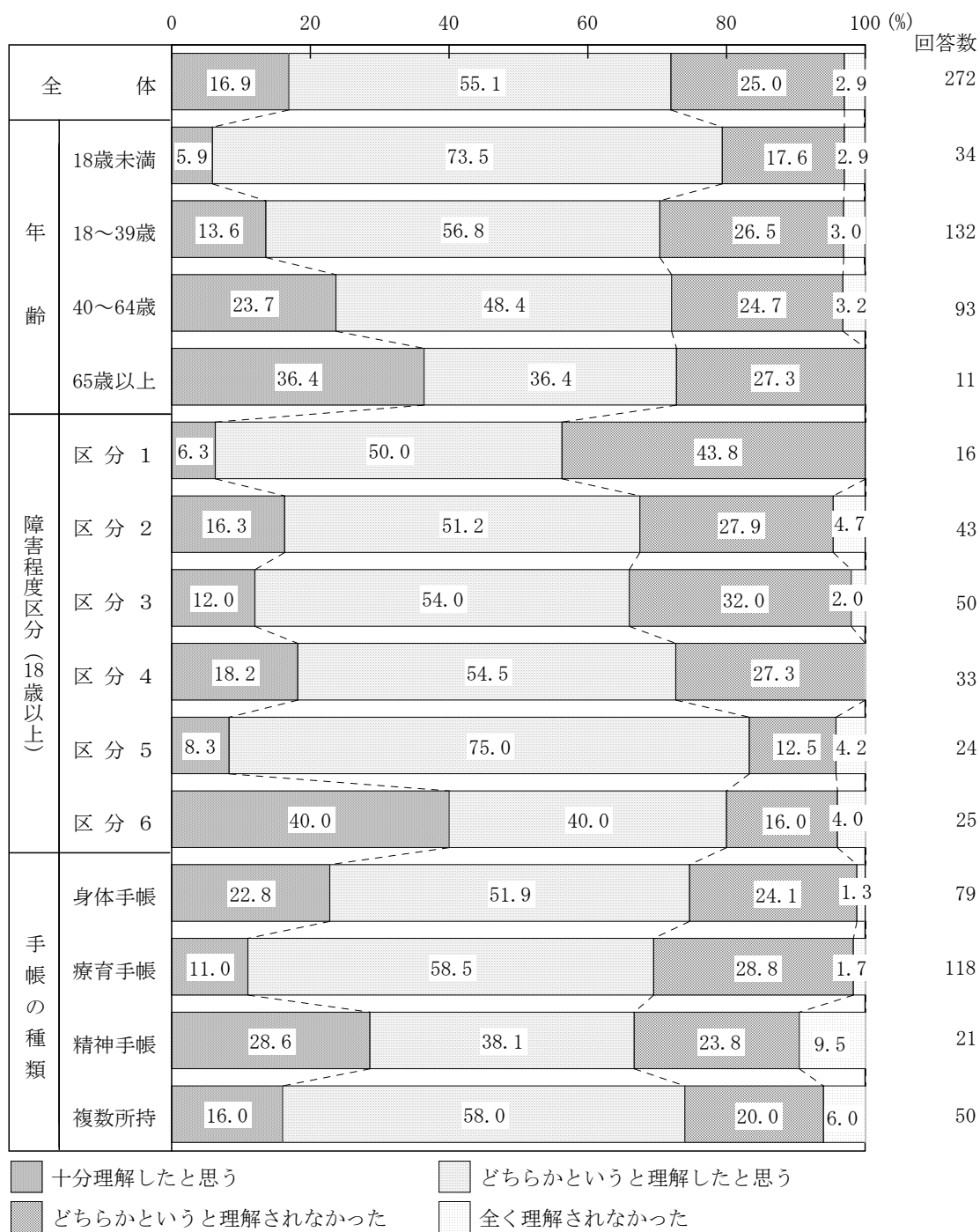
図2-3 障害程度区分の調査が不満の理由（障害程度区分認定者・複数回答）



(4) 障害程度区分調査員の理解度

「あなたの調査を行った調査員は、あなたの状況を理解したと思いますか」という設問に対しては、「理解したと思う」は72.0%、「十分理解したと思う」(16.9%) + 「どちらかという理解したと思う」(55.1%) >、「理解されなかった」は27.9%、「どちらかという理解されなかった」(25.0%) + 「全く理解されなかった」(2.9%) >です。

図2-4 障害程度区分調査員の理解度（障害程度区分認定者）

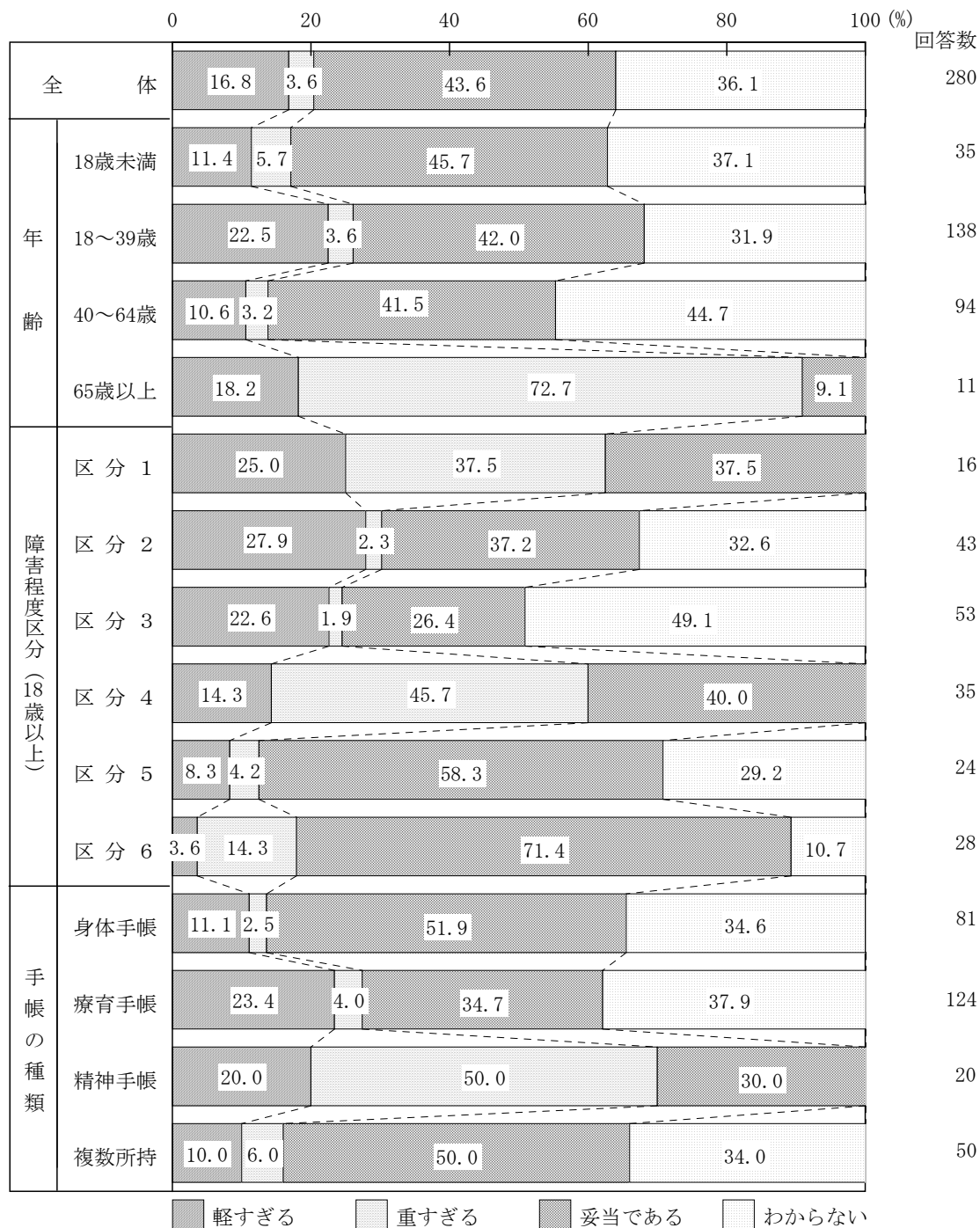


(注) 無回答を除いて計算した。

(5) 障害程度区分認定に対する自己判定

自分の障害程度区分について、「妥当である」と考えている人は43.6%です。「軽すぎる」が16.8%、「重すぎる」が3.6%となっており、「わからない」と答えた人が36.1%もいます。「軽すぎる」は、年齢別の18～39歳、障害程度区分（18歳以上）の区分1～3、手帳の種類別の療育手帳所持者が高くなっています。

図2-5 障害程度区分認定に対する自己判定（障害程度区分認定者）

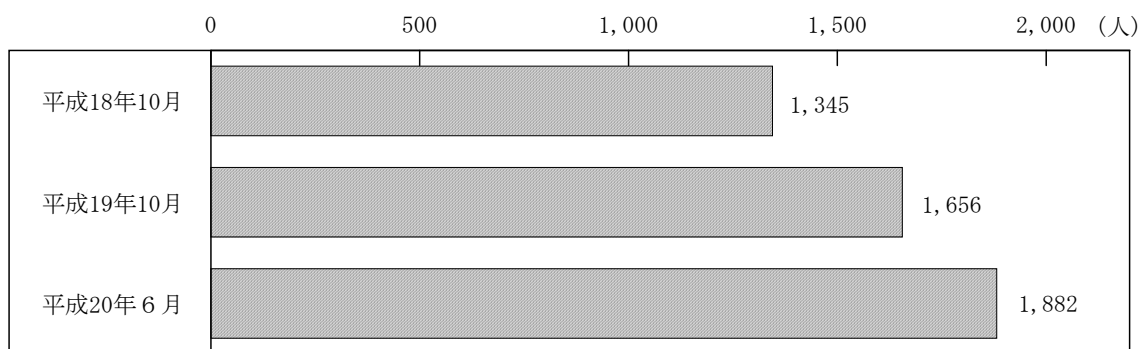


(注) 無回答を除いて計算した。

(6) 障害福祉サービス支給決定者

障害福祉サービスを受けるためには、サービスの支給決定と障害福祉サービス受給者証の交付を受けなければなりません。図2-6は障害福祉サービス支給決定者数の推移ですが、年々増加を続けています。

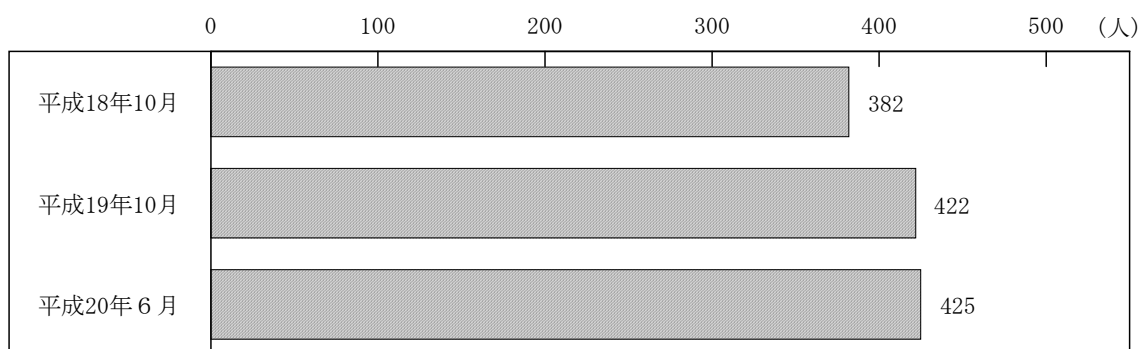
図2-6 障害福祉サービス支給決定者数の推移



(7) 地域生活支援事業利用決定者

地域生活支援事業のうち、移動支援事業、日中一時支援事業、地域活動支援センター（Ⅱ型）事業および訪問入浴サービス事業を利用するためには、サービスの利用決定を受けなければなりません。図2-7は地域生活支援事業利用決定者数の推移ですが、障害福祉サービス支給決定者の2割強となっています。

図2-7 地域生活支援事業利用決定者数の推移



2 自立支援サービス利用者の属性

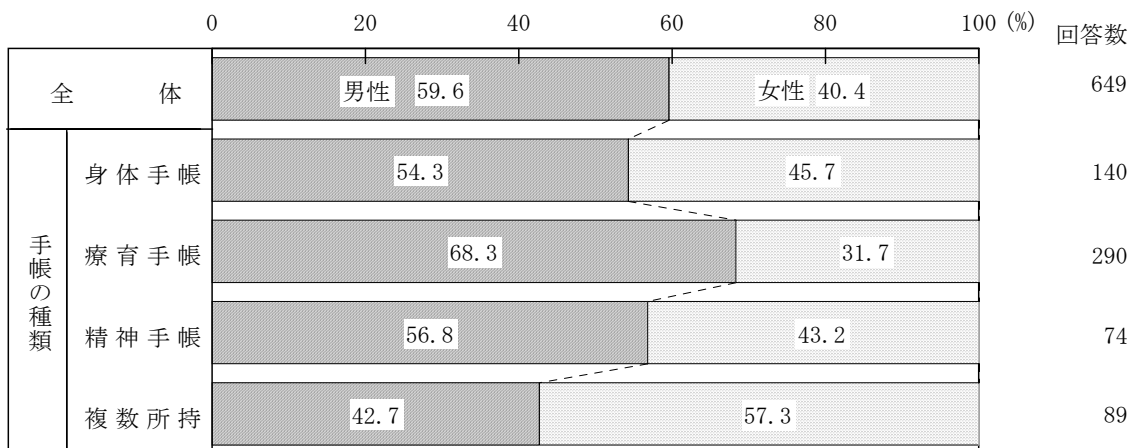
ここでは、平成20年9月に行った自立支援サービス利用者調査結果から、その属性等を把握します。

(1) 性・年齢

性別では、女性より男性が高く、特に療育手帳所持者は男性が女性の2倍以上高くなっています（図2-8）。

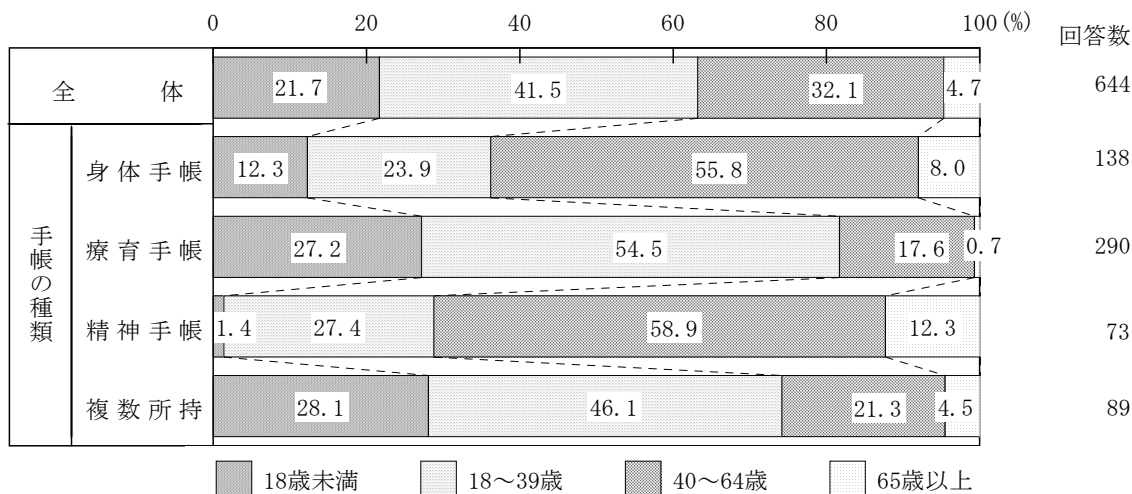
年齢別にみると、40歳未満が高いのは療育手帳所持者と手帳の複数所持者、40歳以上が高いのは身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者です（図2-9）。

図2-8 性別



(注) 無回答を除いて計算した。

図2-9 年齢別



(注) 無回答を除いて計算した。

(2) 家族の平均人数

平成17年国勢調査の全国平均2.55人、富山市平均2.71人と比較すると、療育手帳所持者および手帳の複数所持者の家族の平均人数は非常に多くなっています（図2-10）。ひとり暮らし世帯が、全国・富山市とも25%以上あるのに、療育手帳所持者が3.6%、手帳の複数所持者が6.9%となっており、これらの人達は家族の支援を受けながら生活しているという実態が垣間見えます（図2-11）。

図2-10 家族の平均人数

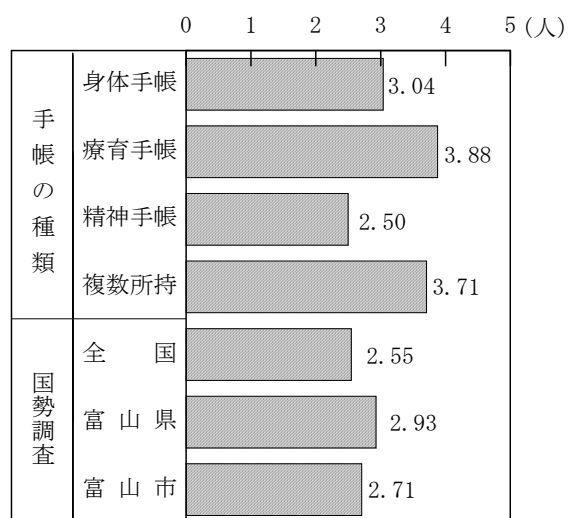
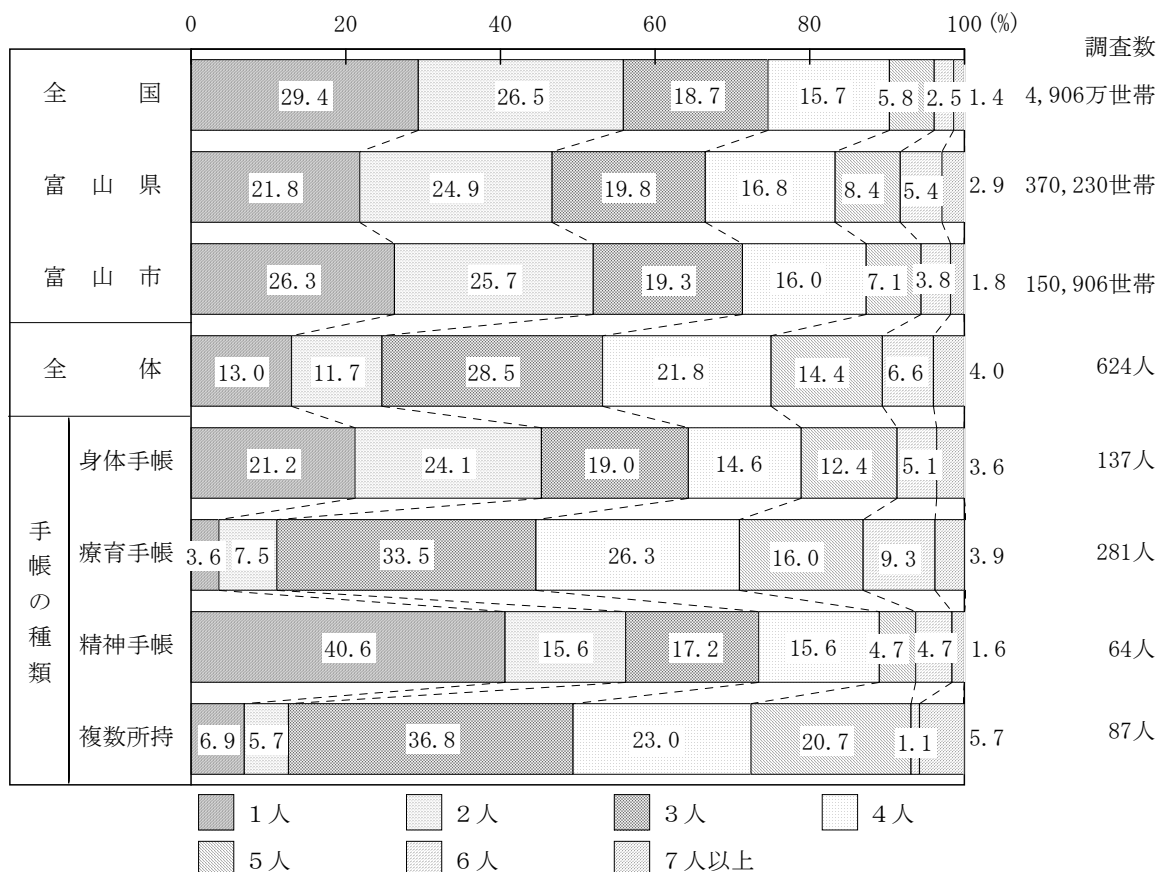


図2-11 家族の人数



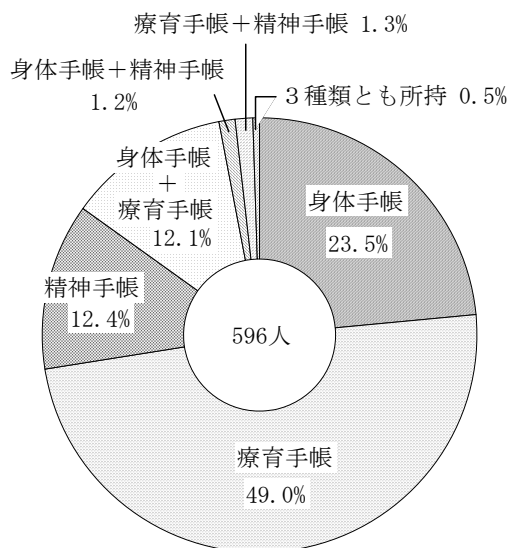
(注) 無回答を除いて計算した。

資料：「全国」「富山県」「富山市」は「国勢調査」（平成17年）

(3) 障害者手帳

図2-12は、自立支援サービス利用者中の各種手帳所持者の比率を示しています。療育手帳のみの所持者が49.0%、身体障害者手帳のみの所持者が23.5%、精神障害者保健福祉手帳のみの所持者が12.4%となっており、1種類だけの手帳所持者が84.9%です。2種類の手帳所持者が14.6%、3種類とも所持していると答えた人が0.5%（3人）います。

図2-12 自立支援サービス利用者中の各種手帳所持者の比率

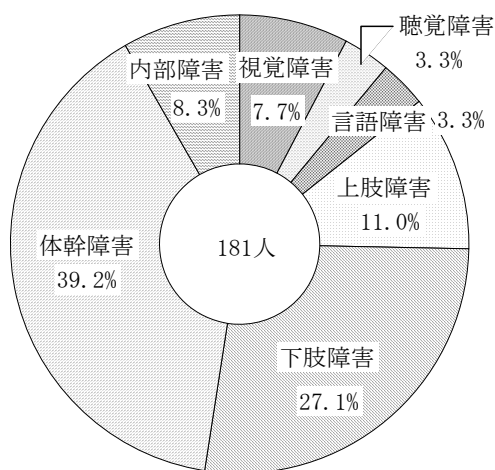


(注) 無回答を除いて計算した。

(4) 身体障害者手帳所持者の障害の種類

自立支援サービス利用者で身体障害者手帳所持者の障害の種類は、図2-13のとおりです。「体幹障害」(39.2%)、「下肢障害」(27.1%) および「上肢障害」(11.0%) を合計した肢体不自由が77.3%を占めており、他は10%以下です。内部障害は身体障害者手帳所持者全体の20~25%を占めていますが、自立支援サービス利用者の比率は低くなっています。

図2-13 自立支援サービス利用者で身体障害者手帳所持者の障害の種類

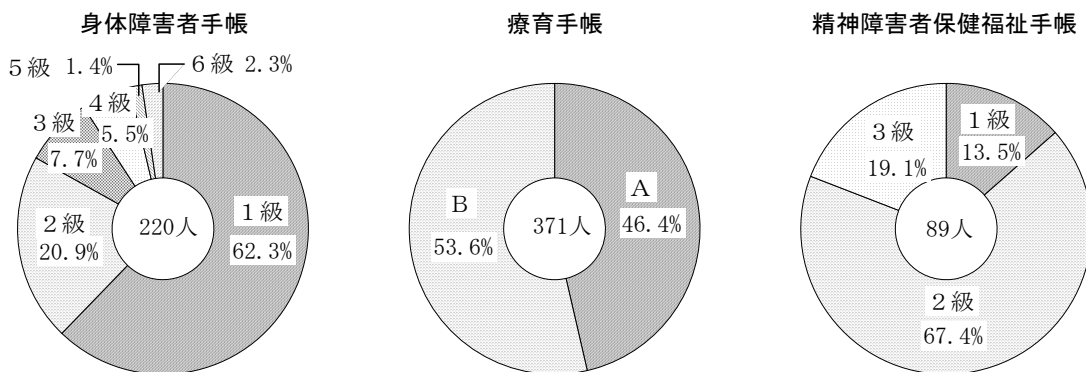


(注) 無回答を除いて計算した。

(5) 障害者手帳の等級

自立支援サービス利用者の障害手帳の等級は、図2-14のとおりです。身体障害者手帳所持者は、1級が62.3%を占めていますが、5級・6級の人もわずかながらいます。

図2-14 自立支援サービス利用者の障害者手帳の等級

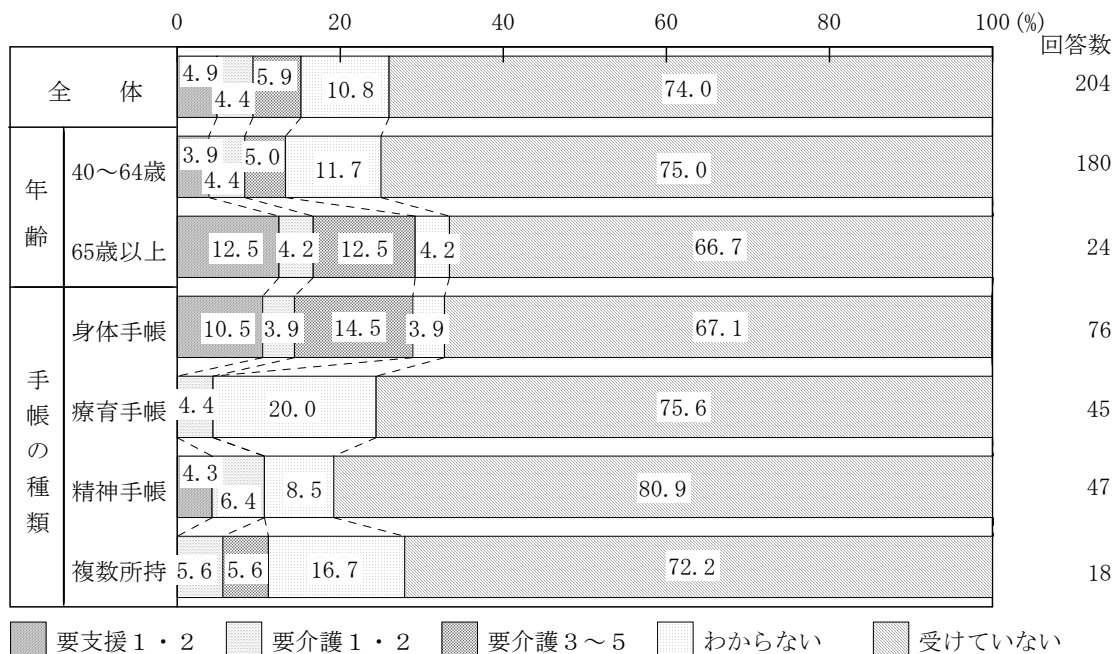


(注) 無回答を除いて計算した。

(6) 要介護認定

40歳以上の自立支援サービス利用者介護保険の要介護認定を受けているかたずねた結果が図2-15です。204人中31人(15.2%)が要介護認定を受けていると答えています。年齢別では65歳以上、手帳の種類別では身体障害者手帳所持者が他の手帳所持者より高くなっています。

図2-15 自立支援サービス受給者中の要支援・要介護認定者

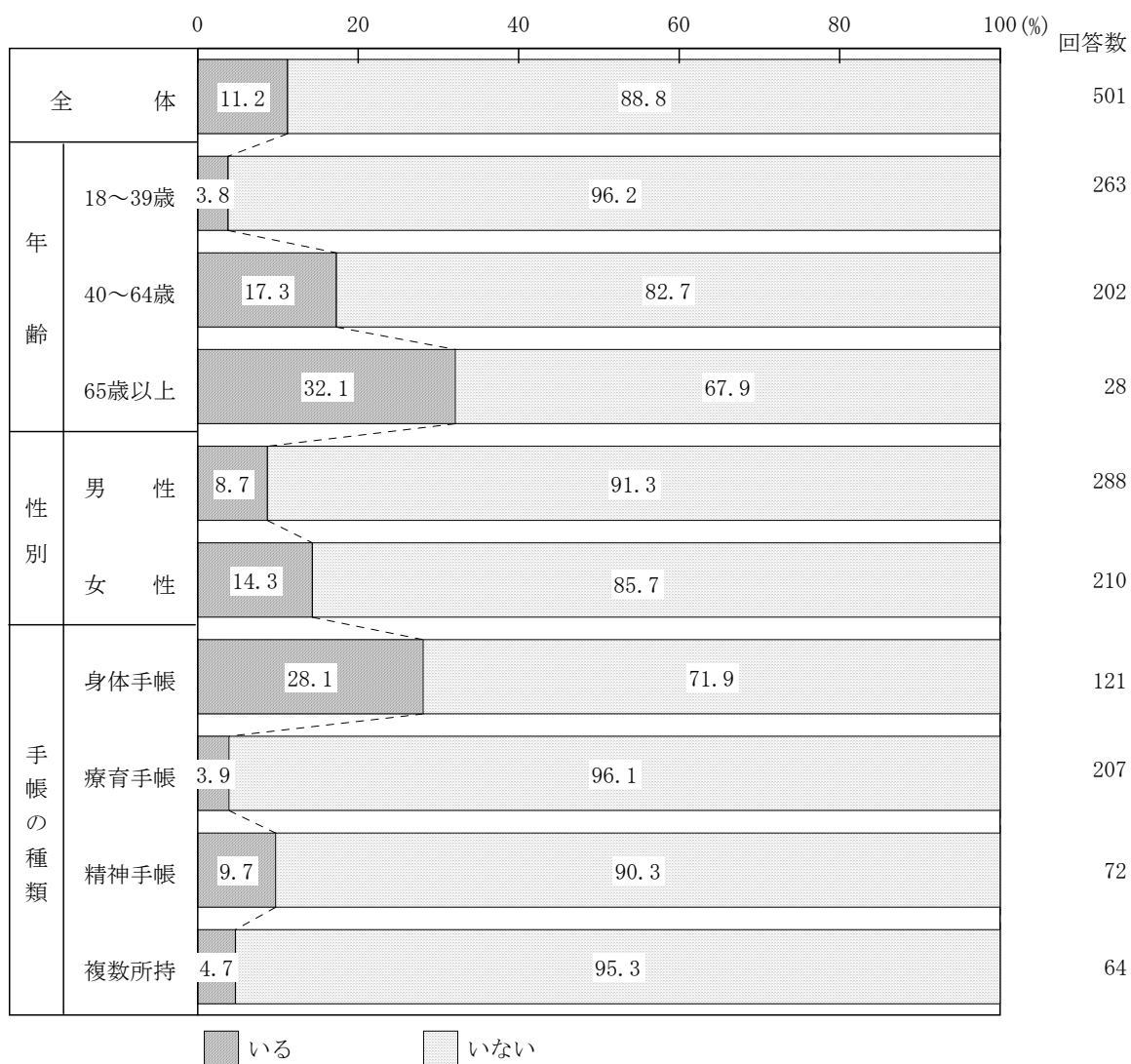


(注) 無回答を除いて計算した。

(7) 配偶者

配偶者のいる18歳以上の人は11.2%です。年齢別では高年齢層ほど、性別では女性の「いる」率が高くなっています。手帳の種類別にみると、「いる」率は身体障害者手帳所持者が他の手帳所持者より高くなっています。

図2-16 配偶者の有無（18歳以上）



(注) 無回答を除いて計算した。

3 障害者手帳所持者

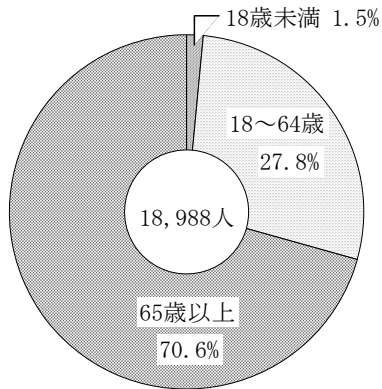
(1) 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者を年齢3区分別にみると、65歳以上の方が70.6%を占めています（図2-17）。65歳以上の身体障害者手帳所持者のなかには、介護保険サービスを利用している人がかなりいると推定されます。

平成20年3月末日現在の身体障害者手帳所持者は18,988人であり、そのうち53.6%を肢体不自由が占めています（図2-18）。

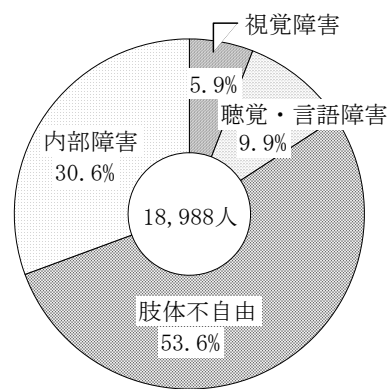
図2-19により障害の種類別の障害等級をみると、1・2級の重度の比率の高い障害の種類は、視覚障害と内部障害です。

図2-17 年齢別身体障害者手帳所持者数



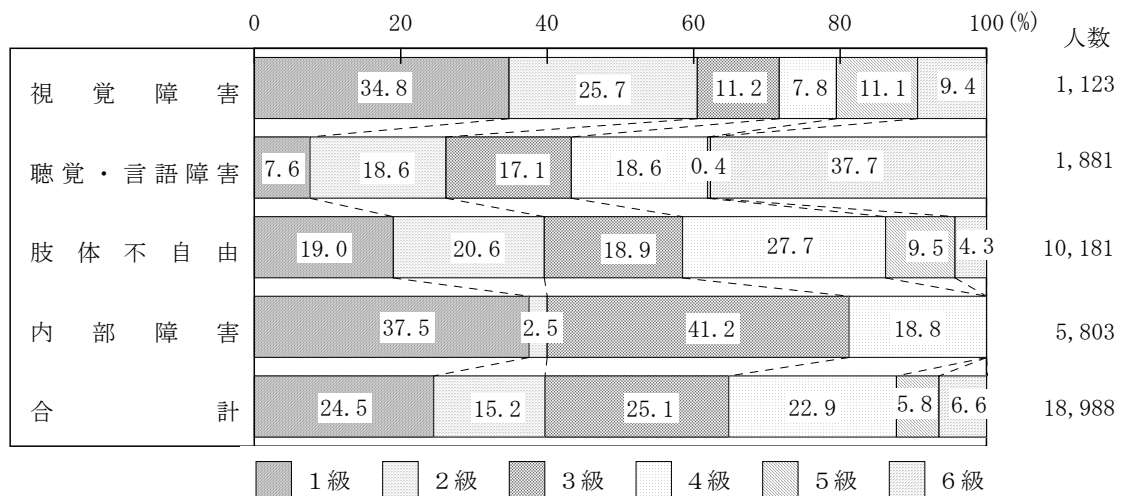
(注) 平成20年3月末現在

図2-18 障害の種類別身体障害者手帳所持者数



(注) 平成20年3月末現在

図2-19 障害の種類別・障害等級別身体障害者手帳所持者数



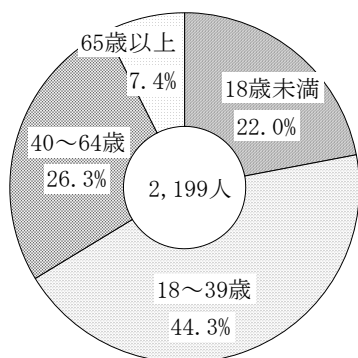
(注) 平成20年3月末現在

(2) 療育手帳所持者

療育手帳制度は昭和48年に創設されました。図2-20により年齢別の療育手帳所持者数をみると、18～39歳の44.3%が最も高く、次いで40～64歳の26.3%となっています。今後は65歳以上の療育手帳所持者も増加すると考えられます。

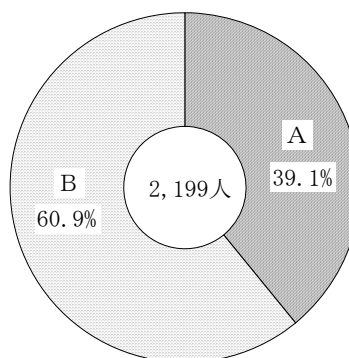
図2-21により障害の程度別の療育手帳所持者数をみると、A（重度）が39.1%、B（その他）が60.9%となっています。

図2-20 年齢別療育手帳所持者数



(注) 平成20年3月末現在

図2-21 障害の程度別療育手帳所持者数

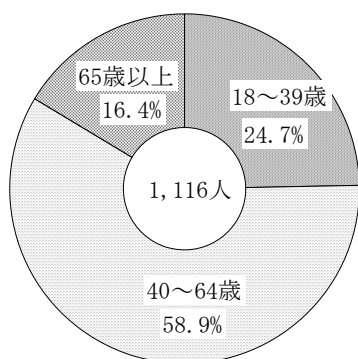


(注) 平成20年3月末現在

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者

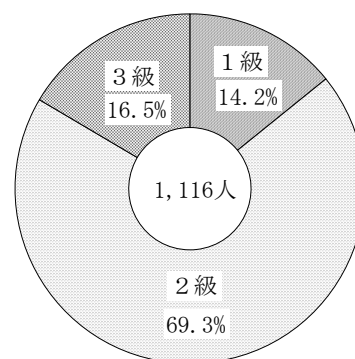
平成7年に精神保健法が改正され、法律名も精神保健及び精神障害者福祉に関する法律となりました。この改正により、精神障害者保健福祉手帳制度が導入されました。手帳の交付は、平成7年10月1日からでしたが、平成20年3月末日現在の所持者数は1,116人とどまっています。精神に障害があっても、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない人がかなりいるため、精神に障害のある人の実数を正確に把握することは非常に困難な状況にあります。

図2-22 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数



(注) 平成20年3月末現在

図2-23 障害等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数



(注) 平成20年3月末現在